

令和 7 年度

桐生市産学官共同研究推進事業補助金

－ 公募要領－

桐生市では、大学や研究機関との共同研究により、新技術・新製品を開発する取組を支援する補助金制度を設けています。

対 象 者	① 桐生市に主たる事業所を有する事業者 ② 桐生市に主たる事業所を有する事業者と共同で事業を実施し、桐生市への経済的波及効果をもたらす事業を行う事業者
対 象 事 業	大学や研究機関との共同研究により新技術・新製品を開発する事業
補 助 額	1 件あたり上限 200 万円 ※その他経費については、補助額のうち 1 件あたり 50 万円以内
対 象 経 費	【共同研究費】 ・ 大学や公設試験研究機関等との共同研究に要する経費 ・ 市長が特に必要と認める経費 【その他経費】 ・ 機械装置や工具器具の導入に要する経費 ・ 研究開発成果の知財出願（国内・海外）に要する弁理士費用 ・ 市長が特に必要と認める経費
補 助 率	共同研究費 定額 その他経費 補助対象経費の 1/2 以内
対 象 期 間	交付決定日 ～ 令和 8 年 2 月 28 日
選 定 方 法	有識者等による意見聴取を踏まえて、採択します。
申 請 手 続	市ホームページより必要書類をダウンロードし、下記 E メール宛てに申請してください。 【URL】 https://www.city.kiryu.lg.jp/
受 付 期 間	令和 7 年 4 月 14 日（月）～5 月 16 日（金）

【申請・問い合わせ先】

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1 番 1 号
桐生市産業経済部 商工振興課 産業立地戦略担当
電話：0277-32-4120（直通） E メール：shoko@city.kiryu.lg.jp

1. 補助対象者

- 桐生市に主たる事業所を有する事業者
- 桐生市に主たる事業所を有する事業者と共同で研究を実施し桐生市への経済的波及効果をもたらす事業を行う市外事業者

注意事項

- 1 事業者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないことが条件となります。
- 2 同一または類似の開発テーマについて、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度(補助金・委託費等)に申請中または申請予定の場合、併願申請は可能ですが、両方採択となった場合いずれかを辞退していただくこととなります。

2. 補助額等

補助限度額 200 万円

補助率 共同研究費 : 定額

その他経費 : 1 / 2 以内

注意事項

- 1 共同研究費における、旅費及び謝金を支出する場合は補助対象経費の 10%以内とします。なお、外国旅費については、補助対象外とします。
- 2 その他経費における補助金の額は、1 件あたり 50 万円を上限とします。
- 3 補助金は、補助対象事業終了後の精算払いとなります。ただし、共同研究費については、交付決定後に補助金概算払請求書(様式第 10 号)及び必要書類の提出により、適正と認められる場合に、概算払いを行います。

3. 補助対象事業

事業者が大学や研究機関と連携して新技術・新製品を共同研究により開発し、その成果が桐生市への経済的波及効果の見込める事業

注意事項

主な補助対象外事業（以下の事業（例示）は、補助対象となりません。）

- 1 企画・開発の内容が、既に他において完成されたものと同一とみなされる場合や、既存技術・製品の軽微な改良である場合
- 2 申請者自身の企画・開発とみなされない場合や、第三者から発注を受けて企画・開発を行う場合
- 3 共同研究を終えて、スケールアップ又は量産化段階に達している場合
- 4 機械・器具等の自社への導入を主な目的とした申請とみなされる場合
- 5 同一または類似の事業について、国、市町村、財団法人等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）を活用して開発を行っている事業
- 6 公序良俗に反する事業

4. 補助対象経費

開発事業に要する経費のうち、補助対象となる経費は次のとおりです。

経費区分	経費区分 (内訳)	内 容
共同研究費	研究費・委託費	大学や公設試験研究機関等との共同研究に要する委託
		共同研究に要する原材料及び副資材の購入 ※補助事業期間内において実際に使用するものに限り、ます。 ※機械装置等を製造する場合は、鋼材、部品、部材等を原材料費に計上してください。
		共同研究に要する備品購入等
		外注加工
		実地調査に要する旅費や専門家への謝金等 ※補助対象経費の10%以内とします（ただし外国旅費は対象外）。
		その他、市長が必要と認める共同研究経費
その他経費	機械装置費 工具器具費	機械装置や工具器具の購入、改良、借用及びこれらに付随する据付、試験運転等に要する経費 ※当該補助事業で取得した機械装置等は、社内の通常の製品製造・検査・測定など、補助事業以外の目的に用いることはできません。
	知財出願費	共同研究成果の知財出願（国内・海外）に要する弁理士費用 ※特許出願料や審査請求料及び特許登録料は補助対象外です。
	その他直接経費	その他、市長が必要と認める直接経費
※「その他経費」のみの交付申請はできません。交付申請額は50万円を限度とします。		

注意事項

主な補助対象外経費（以下に例示した経費は、補助対象となりません）

- 1 交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費
- 2 事業完了日までに支払が完了しなかった経費
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税
- 4 パソコン・プリンタ・サーバ等購入、サーバ自体のレンタルなど汎用性のあるもの
- 5 開発技術・製品の販路拡大のために要する経費
例：ホームページやチラシ・パンフレット類の作成費、展示会出展費用、新聞・テレビ等による広告費等
- 6 補助対象経費であっても、関係会社へ発注するもの

5. 申請方法

所定の申請書（桐生市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付書類を添えて、以下(1)～(3)いずれかの方法でご提出ください。

【桐生市ホームページ】

市政・くらし > 産業・ビジネス > 事業者支援 > 産業・ビジネスに関する補助制度
> 桐生市産学官共同研究推進事業補助金

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、時間に余裕を持ってご提出ください。

(1) 申請方法

イ、電子メール

電子メールによる提出の場合は、次のとおりご対応願います。

【5月16日(金)午後5時までに】

商工振興課メールアドレス（shoko@city.kiryu.lg.jp）あてに、下記の要領で提出してください。

メール宛先：shoko@city.kiryu.lg.jp

※申請書類はメール本文に ZIP ファイル（パスワード付）で添付してください。

※添付ファイルが **10MB 以上**の場合は**ファイルを分割してお送りください**

メール題名：

【共同研究補助金・〇〇（株）】申請書提出
↳法人名

メール本文：

- ①法人名、②法人住所、③担当者所属・役職、④担当者名、
- ⑤連絡先電話番号、⑥連絡先メールアドレス、
- ⑦事前相談の有・無 ⑧添付ファイルのパスワード

(2) 郵送（5月16日（金）必着）

表紙「申請・問い合わせ先」記載の宛先に、申請書類一式を郵送してください。

(3) 持参（5月16日（金）午後5時までに）

桐生市商工振興課窓口に、申請書類一式を持参してください。

6. 提出書類（チェックリスト）

提出書類は以下のとおりです。

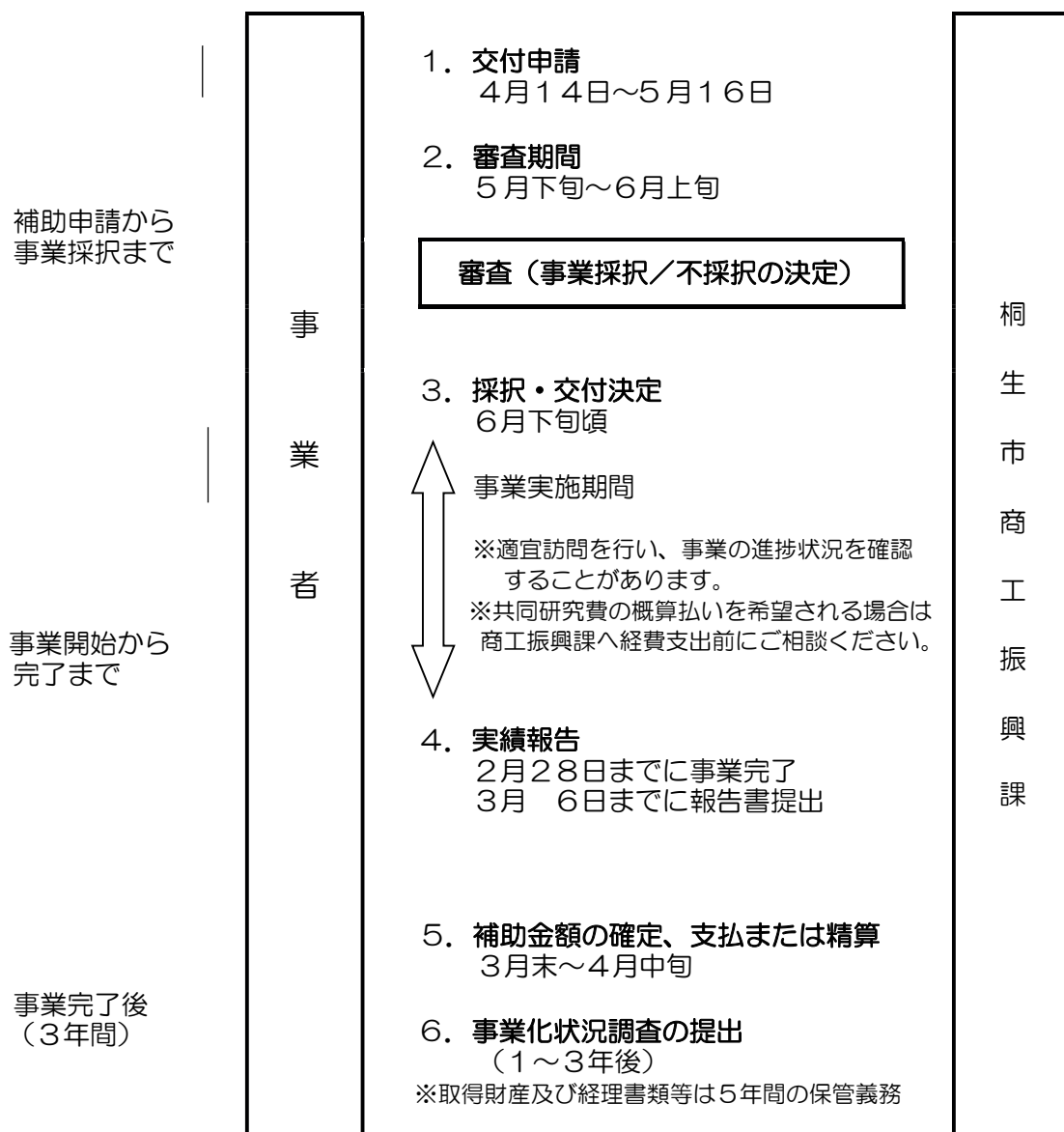
提出書類		提出部数	チェック欄
交付申請書	① 桐生市産学官共同研究推進事業補助金交付申請書 (様式第1号)	1部	☐
	② 補助事業計画書(様式第2号) (参考資料) ・共同研究の概要を示した図表、仕様書、図面 など	1部	☐
	◎【申請書を郵送又は持参される場合のみ】 上記電子データを市アドレスあてにメール送信	1部	☐
添付書類	③ 履歴事項全部証明書〔3カ月以内に発行されたもの〕 個人事業者の場合：住民票(マイナンバーが記載されていないもの)	1部 (コピー可)	☐
	④ 決算報告書〔直近のもの1期分〕 個人事業者の場合：所得税申告書の写し ※貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費および一般管理費の内訳書 ※設立間もなく決算書の提出ができない事業者の場合、事業計画書及び収支予算書	1部 (コピー可)	☐
	⑤ 市町村税の完納証明書〔3カ月以内に発行されたもの〕 該当市町村窓口で請求してください。	1部 (本書)	☐
	⑥ その他(該当がある場合には提出してください。) ・会社案内等のパンフレット ・当該共同研究に係る特許資料 ・新聞記事、雑誌等に掲載された研究内容がわかるもの ・その他参考となる資料	各1部	☐

※ 提出書類のほかに、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求められることがあります。なお、提出書類は返却いたしませんのでご承知おきください。

郵送又は持参の場合、各書類については、ホチキス留めとせず、必ずクリップ留めとしてください。

7. 審査手続き等

(1) 補助事業の流れ（概略図）



(2) 審査

申請書類等に基づく有識者による書面審査等により、研究テーマの評価・市場性及び事業化の可能性・桐生市への経済的波及効果の観点から審査を行い、事業の採択／不採択について決定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果（採択／不採択）は、申請者あてに文書で通知します。

なお、通知前の電話等による照会や審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせについては一切応じかねますのでご了承ください。

（４）採択企業の公表

採択となった場合には、補助事業交付決定企業として、企業概要（名称、代表者名、住所等）及び開発テーマなどについて、報道機関への発表、桐生市ホームページ掲載等による公表を予定しておりますのでご承知おきください。

（５）補助事業終了後

補助事業終了後、桐生市ホームページにて研究成果等を公表させていただく場合がございますのでご協力ください。また、1～3年後にかけて事業化状況報告書（様式第 12 号）を提出していただきますのでご承知おきください。

8. 審査項目

審査のポイントは下記のとおりです。

（１）研究テーマの評価

- ①コンセプト
（共同研究の目標・解決手段・実施内容・スケジュール等が明確かつ妥当な内容になっているか）
- ②潮流
（新規事業の創出が可能であるか。業界の潮流を変革できる研究になりえるか）
- ③独創性
（研究内容が従来技術に無く、独創性があるか）
- ④目標達成の及び実現の可能性
（目標達成や実現に向けた取組みが具体的に示されているか）
- ⑤共同研究体制
（各機関の役割は明確になっているか。研究体制に妥当性があるか）

（２）市場性及び事業化の可能性

- ①実用化の可能性
（実用化に対する能力を有しているか）
- ②事業化の可能性
（事業化に対する能力を有し、計画に妥当性はあるか）
- ③技術・製品等の市場性
（市場調査等がされ、市場のニーズを把握できているか）
- ④知財戦略
（特許調査等により、特許取得の可能性はあるか。知財戦略は明確になっているか）

（３）桐生市への経済的波及効果

- ・ 地場産業の振興に貢献し、桐生市への好影響がもたらされる事業か

9. 主な留意事項

以下の事項等について、補助事業者の方に遵守していただきます。

必ずご一読、ご了承の上で申請を行うよう、お願いいたします。

(1) 補助金の支払いは精算払いです。

開発に要する経費は、一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払を済ませていただく必要があります。ただし、共同研究費については、交付決定後に補助金概算払請求書（様式第 10 号）及び必要書類の提出があり、適正と認められる場合に概算払いを行います。

(2) 補助金の交付決定は令和7年6月下旬を予定しています。

(3) 補助事業における経理処理等に指定があります。

補助事業に係る経費の支出に伴う契約手続き、支払方法等については、桐生市の指示に従っていただく事項があり、普段の商取引で使用しない手続きや書類も、必ず取り交わしていただく必要があります（主なものは以下のとおりです）。

ア 設備購入にあたっては、見積書の徴取（特に、税込30万円以上の支出にあたっては原則として3者以上から見積書を取る）、契約書の取り交わし（又は注文書、発注書）、納品書の受領、請求書に基づく支出が必要です。

イ 支払は、普通口座による銀行振込で行っていただきます。

※ 現金払（小口のものを除く）、手形決済、小切手払い、相殺払い、などの支払方法は、補助対象として認められません。

(4) 下記期限までに各報告書を桐生市へ提出しなければなりません。

- ・実績報告書（令和8年2月28日までに事業完了）
→令和8年3月6日（金）までに提出

※ 事業完了後の経費支出は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(5) 補助金で取得した財産には、処分制限があります。

補助事業により開発、取得した物品等については、所有権は補助事業者に帰属しますが、補助事業終了後5年間は善良な管理者の注意をもって管理・保管を行う義務があります。

また、市の許可なしに処分、譲渡又は売却したりすることはできません。

(6) 補助事業の成果について

補助事業実施年度終了後3年間、1年ごとに事業成果及び事業化状況等に関する報告を行う義務があります。守られない場合、以後の当課所管の補助金等制度への申請はできませんのでご注意ください。

記載例

様式第1号(第7条関係)

令和 ●年 ●月 ●日

(宛先) 桐生市長 荒木 恵司 あて

申請者住所 〒376-8501
桐生市織姫町1-1

申請者氏名 株式会社○○ ○○
代表取締役 ○○ ○○

(押印不要)

令和● 年度 桐生市産学官共同研究推進事業補助金 交付申請書

【共同研究テーマ：○○○○○における○○技術の共同研究】

令和●年度桐生市産学官共同研究推進事業補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しないことを誓約します。このことに関して必要な場合には、群馬県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 補助事業の目的及び内容

様式第2号補助事業計画書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	金	2,700,000 円
交付申請額	金	2,000,000 円

3 添付書類

- ・ 会社案内
- ・ 開発製品の仕様図
- ・ 本開発製品に関する業界動向記事
- ・ ○○新聞での当社開発技術紹介記事(令和○○年○○月○○日掲載)

交付申請額の上限は200万円
になります。

補助事業計画書

1. 申請者	(法人にあっては名称及び代表者名)				
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇				
住所又は所在地	(〒376-8501) 桐生市織姫町1-1				
資本金又は出資金	1,000万円	常時使用する 従業員数	30名	創業年月	S30年12月
主な事業内容	・〇〇〇〇の開発・製造・販売 ・△△△△のOEM生産				
主たる製品	・〇〇〇〇 (年間売上高 約5,000万円) ・△△△△ (年間売上額 約3,000万円)				
担当者	役職	企画開発部長	氏名	桐生 太郎	
	TEL	0277-46-1111	E-mail	XXXXXX@XXX.co.jp	
2. 過去に県又は市町村の補助金の交付を受けた実績	○実績あり / 実績なし (どちらかに○) ※ありの場合、その補助金の種類、テーマ、交付金額及び利用年度を記入。 平成〇〇年度 〇〇 XX 補助金 (群馬県) テーマ: 〇〇〇〇〇〇の開発 補助額: 400,000円				
3. 本事業以外の開発助成制度への申請状況	○予定あり / 予定なし (どちらかに○) 名称: ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 (中小企業庁) テーマ: 〇〇〇〇〇〇における〇〇〇〇〇〇の開発 補助申請額: X,XXX,XXX 円 採否決定予定時期: R〇.〇月頃 ※国事業採択の場合、本補助金を辞退				

1 共同研究総括表

1 共同研究テーマ
〇〇〇〇〇における〇〇技術の共同研究
2 研究概要の要旨 (300字程度で簡潔に記載してください)
下記「3研究の具体的内容」について、平易な文章で分かりやすく簡潔に記載
【記入例】 創業以来、〇〇〇〇〇〇を目的とし、〇〇〇〇事業に取り組んでいる。現在提供している〇〇において、複数のユーザーから〇〇技術を活用した新製品の要望が寄せられた。 要望をきっかけとして調査した結果、社会的に〇〇技術のニーズが高まっていること、H 大学が当該分野において研究を進めており、H 大学と簡易試験をした結果、〇〇技術の実用性の可能性が判明した。 ユーザーの利便性向上、および新たな顧客の獲得に向け、〇〇技術の実用化に向けて、H 大学と共同研究を実施する。
3 研究の具体的内容 (文字数の制限はありません。書ききれない場合はA4サイズの用紙1~2枚程度にまとめてください)
・ 共同研究を行う社会的背景、経緯、その必要性及び現段階での技術的課題や共同研究要素などについて ・ 計画期間内に、課題解決への取組をどのように行うかについて、各共同研究段階及び実施内容毎に具体的に記載 ・ 必要に応じて図やグラフ、写真等を活用し、見やすく、分かりやすく記載 ・ 専門用語等を用いる場合は、注釈等を記載 ・ 別紙での提出も可能とします。
【記入例】 ① 今年度の共同研究内容 〇〇〇〇の事業化に向けて、今年度は、そのキーファクターである〇〇技術についてH 大学との共同研究により開発を行う。 これまでに、〇〇レーザー方式による〇〇測定に関する基礎研究をH 大学理工学部〇〇〇教授とともに基礎研究を進めてきた。今年度は、この基礎研究をベースに、より本格的な研究を行い、試作機を用いた試験・評価を行い、既存製品の2 倍の強度と温度変化の正確な測定を目指すものである。具体的な開発項目は次項のとおり。 ●開発項目 1. 〇〇部の設計 【目標】 〇〇レーザーと新技術の〇〇レーザーの温度変化の測定 (以下、略)

図・写真

【図1】〇〇について

図や写真について、番号とタイトルを示すこと

4 当該研究に関する国内外の状況

- ・ 研究テーマにおける国内外のニーズについて
- ・ 最新の国内外の研究動向について
- ・ 特許調査や論文調査の結果の有無について

5 研究の独創性

- ・ 従来技術や開発と異なる点や類似品がないことについて記載
- ・ 共同研究における技術的な独創性

【記入例】

従来、〇〇〇〇をするにあたっては、××技術(以下、従来技術)が必要である。従来技術においては、〇〇〇〇が課題であるものの、〇〇〇〇に変わる手法は確立されていない。

当社においては、H 大学と協力し、簡易試験等により〇〇技術の開発に取り組んできた。今回本格開発する新規技術によって、〇〇〇〇へ対応することができ、〇〇〇〇の向上を図ることで〇〇が可能となる。

また、〇〇機能を追加することで、より労力をかけずに〇〇が可能となるため、〇〇のコストを下げることができる。

加えて、〇〇～(以下、略)

6 目標達成及び実現の可能性

- ・ 共同研究における目標を設定し、目標達成に向けたプロセスを記載する
- ・ 目標については機能面や数値面から具体的に記入すること。また、測定条件や判断基準が分かるように記載すること。
- ・ 第三者が客観的にその内容を証明できるか記載すること。

【記入例】

・ 目標 1

数値目標：

〇〇技術における評価性能試験において〇〇(数値)単位以上の加工性能を実現

機能目標：

既存設備及び新規設備を活用し、既存技術との複合一貫加工を可能にする。

確認方法：H 大学において、実証実験を実施し性能を確認する。その後、自社においては量産化に向けた試験を実施する。

証明方法：△△特許事務所の J 先生に特許出願を依頼する予定。

取引先の(株)〇〇においても、性能試験を実施する予定。

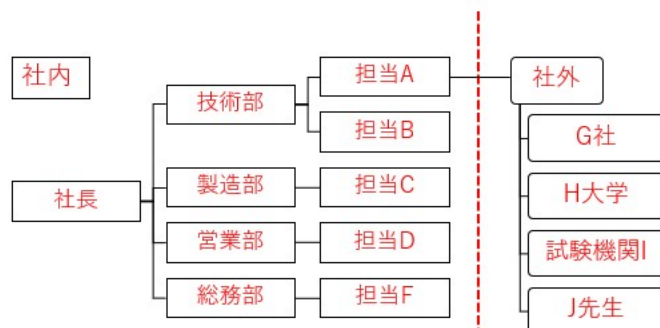
・ 目標 2

(以下、略)

7 共同研究体制

(市外企業が申請を行う場合は連携する市内企業の名称及び役割を明確に記載すること)

- ・ 必要に応じて、下記のように体制図や役割等を記入すること



社 長：統括責任者

技術部担当 A：機構設計、外部機関との調整

技術部担当 B：分析・試験

製造部担当 C：生産プロセスの検討

営業部担当 E：市場調査

総務部担当 F：補助事業の経理

G 社：試験品の加工委託。

桐生市内企業(株)G 社へ試験品の〇〇と既存部品の複合加工を委託予定。

実装の際には、(株)〇〇と連携して生産を実施する予定。

H 大学：共同研究機関

試験機関 I：評価試験の委託

J 先生：知財出願に関する指導・助言

役割について、詳細に記入すること。特に申請者が市外企業の場合は市内企業の役割を明確に記載すること

8 研究体制の妥当性

① 研究項目の概要

②

【記入例】

- ・〇〇技術の加工性能の検証及び評価
- ・〇〇技術を活用した生産プロセス（加工条件等）の検証
- ・〇〇技術・・・（以下、略）

③ 研究計画の妥当性

【記入例】

上記の研究項目は、実用化に向けた必要なプロセスを示しており、性能の明確化及び生産プロセスの設計基礎となるもので、H 大学との共同研究により証明することは非常に重要である。H 大学では、〇〇技術の基礎研究領域である〇〇〇〇分野ですでに実績があることや、取引先の〇〇〇〇においても、〇〇分野における知見やプロセス設計の実績を融合させることで、実施が可能となる。（以下、略）

④ 研究に必要な設備

【記入例】

- ① 〇〇試験装置（H 大学所有）
- ② 〇〇分析装置（本事業で H 大学購入、共同研究費で計上）
- ③ 〇〇分析装置（H 大学所有設備を活用）
- ④ 〇〇加工機（本事業で自社導入、その他経費で計上）
- ⑤ 〇〇試験装置（自社所有）

本補助事業を活用して設備を導入する場合は、当該設備は、必ず記載をすること。

9 実用化の可能性

- ・実用化における課題とその対応策について記載
- ・業界の動向や取引先のニーズについて記載

【記入例】

これまで H 大学との研究や外部機関と連携により、〇〇技術の実用化に取り組んできた。今回開発する〇〇技術を活用した複合一貫加工による新製品は、〇〇〇〇のニーズへ対応することができるため、事業化の可能性は高い。

また、昨年制定された〇〇法（「〇〇に関する利用促進に関する法律」）において、規制緩和が大幅に進み、既存技術から〇〇技術への転換が容易となる。このため、本プロセスの〇〇分野における実用化のハードルが大幅に低下する。

また、今回の研究成果は特許出願予定であり、当社における持続的な競争優位が確立される予定である。（以下、略）

10 事業化の可能性

- ・事業化に向けた課題と対応策
- ・事業化に向けたスケジュールについて記載

【記入例】

今回開発する〇〇技術は既存技術と組み合わせることによって、ユーザーは〇〇〇〇が可能となる。これにより、短納期化とコストダウンを図ることが可能となる。

本技術を活用した新技術では、他社には模倣困難であり、市場、業界においても革新的なサービスとなる。事業化後は〇〇分野におけるスタンダードとなりうるものと思われる。また〇〇分野における当社の立ち位置が明確になることに加え、〇〇技術力が向上することにより、よりユーザーに沿ったサービスを提供できるようになるものと思料する。（以下、略）

《事業化に向けたスケジュール》

- ・令和×1年4月～令和×2年3月
新製品の企画、仕様の検討開始
- ・令和×2年4月～×2年8月
〇〇〇〇機能に関するユーザーテストの実施。
〇〇とのフィードバックを反映するため、〇〇〇〇を検討。
- ・令和×2年9月～令和×3年4月
〇〇技術に関し、〇〇社と連携。×2年度売上：3,000千円
新製品の量産を開始。

11 製品としての市場性

- ・市場調査の結果や市場のニーズ
- ・販路として想定される業界や取引先について記載

【記入例】

〇〇〇〇の調査によると、今後〇〇技術を活用した、複合加工は市場が拡大していくとの結果が出ている。市場拡大の背景には〇〇分野における〇〇部品のコア技術に〇〇技術が活用されるため、〇〇〇〇には〇〇〇〇のニーズがあるものと考えられる。

また、〇〇〇〇の調査によると、〇〇〇〇の傾向があることがわかる。これにより、取引先の(株)〇〇以外のニーズも今後拡大していくものと予想される。（以下、略）

12 桐生市への経済的波及効果

- ・桐生市への経済的波及効果について記載
- ・地場産業振興の観点について記載

【記入例】

本事業は桐生市内企業(株)G社（桐生市〇〇町◇◇番地△△）へ試験品の〇〇と既存部品の複合加工の委託をする予定となっている。「10 事業化の可能性」で示した計画において示した売上 3,000 千円のうち、300 千円は G 社に委託する予定である。また、量産化においては G 社の持つ△△技術と〇〇の分野において、親和性が高く…（以下、略）

13 共同研究スケジュール

項 目	R7 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月
〇〇の設計								
〇〇の開発								
〇〇の検証実験・分析								
共同研究成果の取りまとめ								

2 知的財産の戦略（知的所有権の状況）

今回の開発に関連する特許等の状況について、いずれかに○を付け、該当する事項を記入してください。

ア 取得（申請）済み 〔権利の種別、番号、名称等を記入してください。〕

イ 申請予定 〔権利の種別、申請内容、申請予定時期を記入してください。〕

開発製品の〇〇技術に関する特許権（令和〇年〇月頃）
製品名に関する商標権（令和〇年〇月頃）

ウ その他

3 補助事業に要する経費明細書

記載上の注意をよく読んでからご記入ください。

経費区分	経費区分 (内訳)	種別・内容	補助事業に 要する経費 (税抜)(円)	交付申請額 (千円未満切捨)(円)	備 考
共同研究費	研究委託	〇〇〇〇に関する共同研究	1,500,000		H大学理工学部
		(内訳) 委 託:H大学での研究・開発 1,000,000円 委 託:〇〇〇〇に関する加工 200,000円 G社へ発注 原材料費:△△△△に関する加工 100,000円 〇〇円×〇kg 備 品:〇〇分析装置 50,000円 購入 旅 費:実証実験に関わる交通費・宿泊費 50,000円 桐生・東京往復 謝 金:(株)〇〇第2工場での実証実験費用 50,000円 諸経費:事務に係る経費 50,000円			補助事業に要する経費の内訳の詳細を記入すること
		小 計	1,500,000	1,500,000	旅費及び謝金は、補助対象経費の10%以内
その他経費 ※右記内訳に各経費の略称を記入 (注2参照)	機械装置	〇〇加工機	1,000,000		
	知財出願	特許出願に関わる弁理士費用	200,000		
		小 計	1,200,000	500,000	その他経費の補助率は1/2以内かつ、交付申請額の上限は50万円
合 計			2,700,000	2,000,000	交付申請額の上限は200万円

(記載上の注意)

注 1 交付申請額は、補助事業に要する経費×補助率算定した額以内であり、かつ補助限度額以内です。ただし、その他経費の交付申請額の上限は50万円となります。

注 2 その他経費の内訳略称は以下のとおりとします。

「機械装置費」…機械装置、「知財出願費」…知財出願、「その他経費」…その他